

次期「世田谷区情報化推進計画」(案)の全体概要

世田谷区情報化推進計画(平成26年度～平成35年度)

1 情報化推進計画の位置づけ

情報化推進計画は、基本計画や実施計画、その他の分野別計画等の効果的な実現に向けた、情報化の中長期の方向性を示す指針的な計画と位置づける。

2 情報化方針

基本計画等の効果的な実現に向け、情報通信技術(ICT)を活用して区政の活性化を促すとともに、多様な主体(区・区民・各種団体等)によるつながりが広がるまちづくりを支えます。

3 情報化政策

区の将来目標等の実現に向け、以下の情報化政策を推進する。

情報化政策1：区民の力を活かす情報化

区民の立場に立ち、区民にとって使いやすく、より利便性やメリットをもたらすことのできる、区民の力を活かす情報化を推進する。

情報化政策2：行政経営を支援する情報化

情報化の目的と戦略を適切に設定し、情報共有やコミュニケーションの活性化を通して、行政経営を支援する情報化を推進する。

情報化政策3：情報化基盤の強化

庁内情報基盤の整備や外部サービスの効果的な活用、人材育成を通して情報化基盤を強化するとともに、業務継続を強化する。

情報化方針のイメージ



4 情報化政策の実現に向けた新たな技術・制度等への対応

情報化政策の実現に向け、継続的な取組みが求められる技術や制度等について、今後の展望とあわせて示します。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 クラウド・コンピューティング | 4 オープンデータ(オープンガバメント) |
| 2 仮想化技術 | 5 社会保障・税に関わる番号制度 |
| 3 業務継続性の確保 | 6 省エネルギー化 |

世田谷区情報化事業計画(第1期：平成26年度～平成29年度)

1 情報化事業計画の位置づけ

情報化事業計画は、情報化推進計画に基づく短期の情報化計画事業の内容を記載したものであり、区の情報化における実施計画と位置付ける。

2 情報化事業計画の評価

情報化事業計画については、計画期間終了後、各情報化計画事業の実施状況を評価し、その結果を公表する。
また、一定時期に評価・見直しを行う。

3 情報化計画事業

情報化政策	計画事業
情報化政策1 区民の力を活かす 情報化	1-1 ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善 1-1-1 ICTの高度化・多様化に対応した情報提供の充実 1-1-2 社会保障・税に関わる番号制度等を見据えた行政サービスの利便性向上の推進 1-1-3 ICTを活用した生涯学習及び学校教育の充実支援
	1-2 多様な主体(区・区民・各種団体等)の交流促進支援 1-2-1 区民参加の促進と地域コミュニティの活性化に向けたICT環境の整備 1-2-2 行政情報のオープンデータ化の促進
	2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進 2-1-1 モバイル端末を活用した業務の効率化 2-1-2 ICTを活用したよりスピーディな行政事務の実現
情報化政策2 行政経営を支援する 情報化	2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進 2-2-1 クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進 2-2-2 社会保障・税に関わる番号制度等を見据えた業務、システム標準化の推進
	3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善 3-1-1 情報基盤の整備及び業務継続対策の推進 3-1-2 安定した業務運営に向けたシステムリプレイス(機器の更改)及び法制度改正に対応したシステム改修の実施 3-1-3 ICTガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化
情報化政策3 情報化基盤の強化	3-2 情報化を通して区政を支えるICT人材の育成 3-2-1 情報システム運用及びデータ利用の強化に向けた人材育成 3-2-2 情報セキュリティの強化に向けた人材育成